

各種届出について

以下、各種届出については電話その他の方法による申し出は受け付けられません。

各種変更の届出（会則第 11 条・第 12 条）

- ◆ 登録情報が変更になりましたらフロントにてお手続きください。
- ◆ 会員種類は会費支払い期間の満了日をもって変更できるものとしますが、会社指定の届出書を会費支払い期間満了日の 1 ヶ月前（前月末）までにご提出ください。
- ◆ 会員種類の変更は手数料 3,300 円（税込）が必要です。

休会・復会の届出（会則第 13 条）

- ◆ 休会希望月の前月末日までにフロントにてお手続きください。
なお、休会希望月の 6 ヶ月以上前からの休会の申し出は受け付けられません。
- ◆ 休会費は 1 ヶ月 11,000 円（税込）とし、期間は 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内とします。
- ◆ 休会期間中に復会を希望する場合は復会日より所定の月会費をいただきます。
- ◆ 休会を短縮・延長する場合は、終了月末日までに再度手続きをするものとします。
- ◆ 前項の届出がない場合は休会期間満了の翌日から自動復会となり、会費が発生するものとします。

退会の届出（会則第 15 条）

- ◆ 退会を希望される場合は、希望月の 10 日（休業日の場合は前営業日）までに会員証と印鑑をご持参の上、フロントにてお手続きください。
- ◆ ご利用の有無に関わらず、退会届が提出されない限り、会費はご請求させていただきます。
- ◆ 会費の未納分がある場合には、これを完納し退会希望月の末日に退会するものとします。
- ◆ お支払方法や届出の提出日によって請求がかかる場合があります。納入された会費は別途定める算定式に基づき返還いたします。